受益者の皆様へ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

# 弊社ファンドの基準価額下落について

(10月21日の基準価額の変動要因についてのお知らせ)

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年10月21日、以下のファンドの基準価額が前営業日比5%以上の下落となりましたので、ご報告致します。

## 1. 基準価額の変動要因等について

以下のファンドの10月21日の基準価額は、10月20日~10月21日の相場変動の影響を受けます。

20日のベトナム株式市場は、ベトナム政府監察院が67社の債券発行に関する調査結果を発表し、資金の不正使用や 不十分な情報開示など広範な違反行為に対する指摘をしたことから信用不安が高まり、4月以来の大幅下落となりました。 一方、為替については比較的落ち着いた動きとなっており、ベトナムドンは対円で若干強含んでいます。

主な指数等の終値と騰落率(前営業日比)は以下の通りです。

### 海外株式

指数	10月20日終値	10月17日終値	10月17日終値 10月16日終値	
ベトナムVN指数	1,636.43 ポイント	1,731.19 ポイント	1,766.85 ポイント	
(騰落率)	<b>▲</b> 5.47 %	<b>▲</b> 2.02 %	0.51 %	

### 為替

指数	10月21日終値	10月20日終値	10月17日終値
100ベトナムドン/円	0.577 円	0.572 円	0.571 円
(騰落率)	0.77 %	0.19 %	▲0.64 %

(出所) Bloomberg

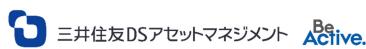
これらの影響から以下のファンドの基準価額は下落しました。

# 2. 基準価額が前営業日比5%以上下落したファンド

ファンド名	基準価額(円) (2025年10月21日)	前営業日比(円) (2025年10月20日比)	変動率
SMAMベトナム株式ファンド	19,285	<b>▲</b> 1,071	<b>▲</b> 5.26%
ベトナム株式ファンド	36,364	▲2,019	<b>▲</b> 5.26%

<sup>※</sup>上記ファンドにおいて同日に収益分配を行っている場合、変動率は収益分配による影響を除外するため、分配落ち前の基準価額をもとに算出しています。

以上





## 【重要な注意事項】

### 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

#### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響によ り上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投 <u>資元本が保証されているものではなく</u>、一定の投資成果を保証するものでもありません。

#### ●投資信託に係る費用について

## ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85% (税込)
  - · · · 換金 (解約) 手数料 上限1.10% (税込)
  - ・・・信託財産留保額 上限0.50%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年2.255% (税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含 みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によ っては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合 には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費 用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用の状況により 変化するため、あらかじめその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。
- ※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の 理由によりあらかじめ具体的に記載することはできません。

#### 【ご注意】

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友 DSアセットマネジメントが運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスク や費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見 書)や契約締結前交付書面等を必ず事前にご覧ください。

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融 機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

〔2025年9月30日現在〕

#### 【委託会社】

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

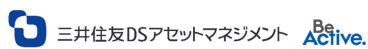
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、受益者の方への情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命 保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境 等を保証するものではありません。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰 属します。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日:2025年10月21日



## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

## 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大1.26500%(但し、最低2,750円)の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大0.99000%の国内取次手数料(税込)に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動(裏付け資産の価格や収益力の変動を 含みます)による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあ たっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30 万円以上の委託 保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうこ とができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあり ます。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託のご購入にあたっては購入時手数料(申込金額に対し、最大3.3%(税込))をご負担いただく場合があります。また、ご換金時に換金時手数料(換金時の基準価額に対して、1口(当初1口=1,000円)につき最大22円(税込))や信託財産留保額(換金時の基準価額に対して、最大0.5%)をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中には、間接的にかかる費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(国内投資信託の場合には信託報酬として最大年率2.669%(税込)程度、外国投資信託の場合には管理報酬等として最大年率3.755%程度)やその他運用実績に応じた成功報酬、その他の費用・手数料等をご負担いただく場合があります。その他の費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

# ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。各商品の目論見書等のご請求は、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会